

副 本

令和6年（ネ）第3513号 損害賠償請求控訴事件

控 訴 人 閲覧制限

被控訴人 東 京 都

答 弁 書

令和6年11月14日

東京高等裁判所第19民事部イ1係 御中

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都総務局総務部法務課（送達場所）

電 話 （03）5388-2519（直通）

FAX （03）5388-1262

被控訴人指定代理人 小 松 弘 尚



同 秦 野 大 史



同 吉 村 征 紘



同 麻 生 達 士



第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴をいずれも棄却する
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする

との判決を求める。

なお、仮執行の宣言を付するのは相当でないが、仮に、その宣言をなされる場合においては、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求める。

第2 被控訴人の主張

被控訴人の事実上及び法律上の主張は、原審口頭弁論において主張したとおりであり、控訴人らの請求をいずれも棄却した原判決の判断は、正当である。

これに対し、控訴人らは、2024年7月29日付け控訴理由書（以下「控訴理由書」という。）において、原判決が誤りである旨を主張するところ、以下、被控訴人は、控訴人らの主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本書面において新たに用いるもののほか、原判決中「原告母」とあるのを「控訴人母」、「原告子」とあるのを「控訴人子」とそれぞれ改めた上で原判決の例により、原判決に定義のないものについては原審における被控訴人の例によることとする。また、口頭弁論調書添付の速記録を引用する場合は、「控訴人母」又は証人名及びページ数を括弧内に記載する。

1 供述の信用性評価に係る原判決の判断に誤りはないこと

控訴人らは、原判決の認定した事実、控訴人母及び[]の供述の信用性を認めず、[]巡査長、[]警部補、[]巡査部長及び[]通訳人の供述の信用性を認めるという誤った判断に基づくもので、誤認である旨主張するが（控訴理由書第1の2・8ないし12ページ、同第2・12ないし55ページ）、以下に述べるとおり、上記各人の供述の評価に係る原判決の判断に誤りはない。

- (1) 本件公園における[]署員の控訴人子への発言の有無等に関する[]の供述について

ア 控訴人らは、本件公園における[]警部補の控訴人子に対する発言の有無に係る高松の供述の信用性について、[]が虚偽を述べる動機も必要性も皆無であるとして、「[]警部補及び[]巡査長の供述を上回る信用性があるとまでは認め難」いとした原判決の判断（原判決28ページ）は誤りである旨主張する（控訴理由書第2の2(1)・25ないし31ページ）。

しかしながら、[]の当該供述については、原審における被控訴人の令和6年1月26日付け準備書面(7)（以下「一審被告準備書面(7)」という。）第3の2(1)イ(ア) b（20ページ）で述べたとおり、控訴人子と警察官の間に入ってやり取りをすることとなった経緯及び[]警部補が控訴人子に向けたとする発言との前後関係の点において曖昧な供述に終始していることは明らかである（[]22及び23ページ）。

また、[]は、「大分時間がたった後に、私が暴力をした側で呼ばれたというふうに気付きました。」（[]24ページ）などと、自分自身が訴外男性に対する暴行事件の被疑者として扱われている認識がなかった旨述べているところ（[]24及び25ページ、甲11号証5ページ）、[]署員のかかる対応に不満を抱き、[]署員にとって不利になるように事実を誇張するなどして供述する可能性もないとはいえないから、事実と異なることを供述する動機が皆無である訳ではない。

本件公園における事実関係については、[]警部補及び[]巡査長の供述と[]の供述に一部相違があるところ、[]警部補及び[]巡査長の供述が当時の状況を明確に述べるもので相互に矛盾もなく一貫している一方で、上記のとおり、[]の供述は要所において曖昧な供述に終始しているのであるから、[]警部補及び[]巡査長の供述を上回る信用性があるとまでは認め難」いとした原判決の判断は正当である。

イ 控訴人らは、[]警部補の控訴人子に対する発言の有無に係る[]の

供述が信用性を有するという理由として、（当時）[redacted] 警部補らにあっては控訴人子が訴外子を蹴ったか否かが問題となっていることを承知していたとし、このことは、本件における 110 番通報の記録を見れば一目瞭然と思われるなどと主張する（控訴理由書 27 ページ）。

また、[redacted] も、控訴審で新たに提出した陳述書の中で「訴外男性は自ら 110 番で警察を呼ぶ前から、原告の娘（引用者注：控訴人子）が訴外男性の子（引用者注：訴外子）を蹴ったと言って騒いでおり、110 番通報でもその説明をしているはずです」と述べている（甲 45 号証 2 ページ。傍点は引用者）。

しかしながら、訴外男性からの 110 番通報の内容は、本件公園内で子供同士のけんか口論という内容にとどまっており（乙 14 号証。【事件内容及び犯人人相等】 【訴出人等】 欄の記載については、警視庁通信指令本部の 110 番受理担当者が通報内容を手書きで記載したものである。なお、けとは、けんか口論を表す略記である。）、控訴人らの主張及び [redacted] の上記陳述は憶測にすぎない。

ウ したがって、本件公園における [redacted] 警部補の控訴人子に対する発言の有無等に係る [redacted] の供述には信用性がなく、これがあるとして原判決の判断を論難する控訴人らの主張はいずれも失当である。

(2) 本件公園での事情聴取の経過に関する控訴人母及び [redacted] の供述について

控訴人らは、本件公園における事情聴取に際し、[redacted] 警部補が控訴人子の説明を遮り、同人の手を叩きながら下の方に押しやり、[redacted] 警察署まで来るように告げて帰宅したい旨を要望したものの許されなかったなどとする控訴人母の供述に沿った供述を [redacted] がしなかったのは、[redacted] に対してそのような質問がされなかったからにすぎないとし、控訴人母の当該供述から直ちに控訴人らの主張に係る事実を認めることは困難である旨（原判決 29 及び 30 ページ）判示した原判決は誤っていると主張するようである（控訴理由

書第2の2(2)・32及び33ページ)。

しかしながら、証拠調べ期日において、[]に対して質問がなかったという点については、同人の人証申請をし、主尋問を行った控訴人ら自身の問題に尽きるというほかない。

また、令和3年7月4日に控訴人ら訴訟代理人が[]から聴取して作成したとする電話聴取書(甲3号証)及び令和4年8月2日付けの陳述書(甲11号証)においても、控訴人母の上記供述と整合する記載は見当たらないから、いずれにしても、[]において、控訴人母の上記供述と同じ認識を有していたとは認められない。

そして、[]署員が、控訴人母の供述するような行為を含む言動をした事実がないことについては、[]警部補が明確に供述したとおりであり([] 5ページ)、他方で、控訴人母の当該供述に信用性を認めるべき事情は一切存在しない。

したがって、[]が控訴人母と同じ認識を有しているとして、控訴人母の供述に信用性があるとする控訴人らの主張は失当であり、控訴人母の当該供述から直ちに控訴人らの主張に係る事実を認めることは困難であるとした原判決の判示は正当である。

(3) 任意同行に関する[]警部補の供述について

控訴人らは、[]警部補が、控訴人母に(控訴人らの)[]警察署への同行を求め、控訴人母がこれを承諾した旨供述したことにつき、[]警部補の当該供述は、帰宅を希望していた控訴人母の言い分をなかったことにする不自然不合理なものであり、信用性を欠く旨主張する(控訴理由書第2の1(3)、同2の(3)ア(イ)・16、17、36及び37ページ)。

しかしながら、[]警部補は、控訴人母に任意同行を求めた際状況につき、主尋問において、「通訳してくれた男性に、[]警察署に来てほしいということと、通訳を介して話を聞きたいということを通訳してもらうよう

をお願いをして、原告に聞いてもらいました。」、「通訳の方からは、同意したというふうに聞いています。」と供述した後（ 5 ページ）、反対尋問において、控訴人母は帰りたいって言っていませんでしたかと質問されたのに対し、「通訳の男性から、そういった話は聞いていません。」と供述しているところ（ 1 2 ページ。なお、 巡査部長も同様の供述をしている（ 4 ページ）。）、この供述は自らの認識をありのままに述べたものであり、「控訴人母の言い分をなかったことにする不自然不合理なもの」などと評価されるものではない。

この点、原判決は、「原告母は、障害を持っている長男がいるので一度帰宅したいなどと申し出たものの、最終的には、 警部補らの求めに応じ、 とともに 警察署に向かうことになった。」（原判決 2 0 ページ）と認定しているところ、このことをもって、 警部補の供述が信用性を欠くことになるものでもない。

したがって、この点についての控訴人らの主張は失当である。

(4) 写真撮影に関する控訴人母の供述について

ア 控訴人らは、原判決が、「原告らは、いずれも撮影されていることを認識しながら写真撮影に応じており、殊に、原告子はカメラに向かっていわゆるピースサインして撮影に応じていたことが認められる」（原判決 3 1 ページ）と判示した点を捉え、臨床心理士の意見書（甲 4 4 号証）に基づき、当該ピースサインは条件付けられた反応に過ぎないなどとした上（控訴理由書 3 0 及び 3 9 ページ）、写真撮影を承諾していなかった旨の控訴人母の供述は容易に措信し難いとした原判決の判断（原判決 3 1 ページ）は誤っている旨主張する。

しかしながら、当該意見書は、「控訴人子が撮影に応じたことや、その際にピースサインをしている所作やその表情^マことが、緊張や怯えの心情がないことや、嫌がっていないことを、示すとは限らない」（甲 4 4 号証 3

ページ。傍点は引用者)と、「そうでない場合もある」という可能性を述べるにとどまっており、その当時、控訴人子が緊張や怯えの感情を抱いていたという意見を述べるものではない。

いわゆる笑顔でのピースサインというのは、恐怖や怯えといった感情の対局にある行動とみるのが一般的であると思われ、本件において、そのようにみるべきでない特段の事情は存在しないことからしても、原判決の上記判示は正当なものというべきである。

なお、当該意見書(甲44号証)は、「原告母と分離され、複数の警察官らに囲まれる3歳の幼児」(3ページ)、「公園での訴外男性の主張が、人種差別的な動機や信念に基づいたものであることを、警察官は容易に認定しえたにも関わらず、訴外男性からの人種差別を十分に制止せず、その訴外男性側の人種的バイアスに満ちた主張を、そのまま証言として控訴人の取り調べに使用しつづけた」(5ページ)などと、当事者間に争いのある事実及び評価について、何ら根拠なく控訴人らの主張が全て正しいとの前提に立って作成されたものとみざるを得ず、中立的かつ客観的に臨床心理学的知見に基づく意見を述べたものとは到底いい難い。

イ また、控訴人母は、写真撮影の時刻につき、「部屋に入った瞬間で」(控訴人母11ページ)、「部屋に入ってからすぐ後に写真撮ったので、取調べの前に写真撮ってます。」などと供述しているところ(控訴人母30ページ)、この供述を前提とすると、遅くとも午後3時45分(乙1号証の受理日時欄参照)以前には写真撮影が行われたということになる。

しかし、実際に写真撮影が行われたのは、当該写真のプロパティ情報から午後4時42分頃であると認められ(乙15号証の1ないし4。原審において控訴人訴訟代理人の求め(原審における2022年4月8日付け原告第1準備書面の第2の(4)参照)に応じ、令和4年7月20日、東京地裁民事第25部書記官室において、裁判官立会の下、乙6号証の1ないし4

のプロパティ情報として控訴人訴訟代理人に提示したプロパティ情報と同一のものである。なお、この時刻は被控訴人が主張する時系列に合致しており、控訴人訴訟代理人はその場で当該情報をメモをして記録している。) 、控訴人母の供述は客観的な事実に反する。

さらに言えば、控訴人らは、当初は、「[] 警部補らは、原告らの事情聴取の途中、原告らそれぞれにつき、マスク着用と非着用の2枚の写真を撮影した。」(訴状13ページ。傍点は引用者)と主張していたのであり、控訴人母の供述は自身の元々の主張とも齟齬するものである(なお、控訴人らは控訴審になって写真撮影の時期を「警察署の小部屋に連行された直後」(控訴理由書39ページ)と変遷させている。))。

ウ したがって、臨床心理士の意見書に基づく主張及び写真撮影に関する控訴人母の供述に信用性があるとする控訴人らの主張はいずれも失当であり、「本件全証拠を子細に検討しても、原告母が写真撮影に対して積極的に異議を留めていたことを認めるに足りる的確な証拠はない」として、「原告らにおいて写真撮影を承諾していなかった旨の原告母の供述は容易に惜信し難い」とした原判決の判示は正当である。

(5) 事情聴取時の状況に関する控訴人母の供述について

控訴人らは、[] 警察署における事情聴取時の状況に関する控訴人母の供述につき、控訴人母の供述に曖昧な部分があったとしても、警察署で事情聴取を受けるという慣れない環境下での緊張や、身体的・精神的疲労があったことが想定される控訴人母が、正確な記憶を供述できることの方が不自然であると(控訴理由書42ページ)、控訴人母の供述が、[] 警部補、[] 巡査部長及び[] 通訳員の相互に一致した供述を上回る信用性があるとまでは認め難いとした原判決の判断(原判決35ページ)は誤りである旨主張する。

要するに、控訴人らは、控訴人母が[] 警察署における当時の状況を正確

に記憶できなかったということをいわんとするものと解されるが、当該主張は、控訴人母が正確な記憶を有していない、すなわち記憶が曖昧であることを自認し、控訴人母の供述の信用性を自ら減殺するものにほかならない。

この点、原判決は、事情聴取時の状況に関する控訴人母の供述が信用性を欠く理由として、5名の警察官に取り囲まれていたとする時間や、控訴人子に質問をしていた警察官が誰であったかという点が曖昧ということなどを掲げているところ（原判決32ページ）、これに加え、一審被告準備書面(7)第3の2(1)イ(ウ) b（26ページ）で述べたとおり、控訴人母は、[]警察署の廊下で電話していた際の状況について、陳述書では、「担当警察官は電話をかけている私に向かって何か日本語で言っているようでした。」（甲38号証6ページ）としていたのに、尋問では、警察官は誰も部屋から廊下へ出てこず、原告に声を掛けなかったなどと陳述書から変遷する供述をしていること（控訴人母28及び29ページ）からしても、事情聴取時の状況に係る控訴人母の供述に信用性は認められるべきではない。

このほか、控訴人らは、控訴人訴訟代理人が[]から聴取して作成したとする聴取報告書（甲10号証）中で、[]が、控訴人母との午後4時23分からの通話内容について、警察署での聴取の途中で出てきた様子で控訴人子が1人で聴取を受けているという趣旨の発言を控訴人母がしていたと述べていることからすると、控訴人子は、控訴人母の承諾なく午後4時23分頃から単独で聴取されていたと認められる旨主張する（控訴理由書19、44ないし46ページ）。

しかしながら、控訴人母が従前から面識のある[]に通訳となることを求めず、[]以外の者を通訳として手配するよう求めていたということからして（甲38号証4ページ）、[]は英語に精通していたとは認められず、控訴人母と十分な意思疎通ができていたとは言い難い。

また、[]において、その当時、控訴人母から、控訴人子が1人で聴取を

受けている旨を聞いたとの認識があるとしても、その当時、[]警察署におらず、当時の状況を直接見聞きしていた訳ではない[]は、控訴人母の発言の趣旨を正確に受け止めていたとは限らない。

加えて、仮に、[]において、電話口に[]署員と思われるという男性の声が耳に入ったとの認識があるとしても、その声を発したのが[]署員であるとは限らないし、[]署員であったとしても、全く別の件で別の者に向けられていた言葉である可能性もある。

そもそも、上述したとおり、控訴人母自身は、[]と電話中、警察官は誰も部屋から廊下へ出てくることはなく、控訴人母に声を掛けることはなかった旨供述しているのであるから（控訴人母28及び29ページ）、いずれにしても、控訴人ら代理人が作成した[]に係る聴取報告書（甲10号証）は、控訴人母の供述の信用性を裏付けるものではない。

したがって、事情聴取時の状況に関する控訴人母の供述に信用性があるとする控訴人らの主張は失当であり、その供述につき、[]警部補、[]巡査部長及び[]通訳員の相互に一致した供述を上回る信用性があるとまでは認め難いとした原判決の判断は正当である。

(6) 訴外男性への個人情報の提供の経緯に係る控訴人母の供述について

控訴人らは、原判決が、[]巡査部長から打診された訴外男性への連絡先の教示について承諾せず、[]巡査部長から教示に応じるまでは帰宅を許すこともないなどと言われた旨の控訴人母の供述を排斥したことにつき、[]巡査部長と[]通訳員の口裏合わせが行われているとして、「[]巡査部長及び[]通訳員の相互に一致した供述を上回る信用性があるとまでは認め難い」とした原判決の判断（原判決36ページ）は誤りである旨主張する（控訴理由書第2の2(4)・49ないし55ページ）。

しかしながら、この点に関する[]巡査部長及び[]通訳員の供述がそれぞれ一致し信用できるものであることは、原判決が判示するとおりである

(原判決 35 及び 36 ページ)。

加えて、控訴人母は、本訴提起前の令和 3 年 7 月 5 日付けで東京都公安委員会宛に苦情の申出をした際には、「疲労困憊していた A (引用者注：控訴人母) は、止む無く電話番号を教えることのみ、という認識で応じざるを得なかった。」と述べていながら (訴状 31 ページ)、本件訴訟においては連絡先の教示に対して一切承諾しなかった旨を供述 (控訴人母 12 ページ) するなど、同人の供述は信用に値しない。

したがって、訴外男性への個人情報の提供の経緯に係る控訴人母の供述につき、■■■■ 巡査部長及び ■■■■ 通訳員の相互に一致した供述を上回る信用性があるとまでは認め難いとした原判決の判断は正当である。

(7) 小括

以上のとおり、本件の各争点における各供述及び供述の信用性評価に係る原判決の判断は正当なものであり、これを論難する控訴人らの主張はいずれも理由がない。

2 個人情報の提供の承諾に係る原判決の判断に誤りはないこと

控訴人らは、控訴人母の個人情報の提供の経緯に関する点について、原判決が、「原告母 (引用者注：控訴人母。以下同じ。) において、氏名や住所を訴外男性に通知されることについて確定的な認識を有していなかった可能性を一切否定し得るものではないとしても、民事訴訟での利用を目的として連絡先を知らせてよいかとの問いに対して承諾をしたものである以上、原告母において、電話番号にとどまらず、訴えの提起に必要な最低限度の情報が提供されることは認識可能であったといえるから、前記の可能性を考慮しても、原告母が原告個人情報の提供を承諾した旨の認定は左右されない。」 (原判決 47 ページ) と判示したことにつき、仮に控訴人母が個人情報の提供に承諾していたとしても、住所という重要な個人情報が提供されていない承諾は、住所を含む個人情報提供の承諾としては致命的な瑕疵があるとか、控訴人母において、民事訴訟

での利用を目的とする最低限度の情報に住所が含まれることが認識可能であったとはいえないなどと主張する（控訴理由書66及び67ページ）。

しかしながら、一審被告準備書面(7)第3の2(2)（29ページ）で述べたとおり、一般的に、「連絡先」とは、当事者に連絡を取るために必要な住所・電話番号などの情報を意味するものであり（新村出編・広辞苑第七版3130ページ）、控訴人母に対して（訴外男性への）連絡先の教示の可否について確認した[REDACTED] 巡査部長自身、「連絡先」とは「住所と氏名と電話番号」を意味するとその前提で申し向けたものである（園部21ページ）。

もっとも、その時の会話の流れや内容によっては「連絡先」が「電話番号」に限定された趣旨を意味することが共通認識となることはあり得るけれども、本件においては、[REDACTED] 巡査部長は、訴外男性が民事訴訟を起こすために連絡先を必要としているということを明確に伝えた上で、その教示の可否を尋ねているのであるから（[REDACTED] 9、17ページ）、これを受けた控訴人母にあつては、裁判に必要な「氏名、住所、電話番号」を教示することについて意向確認がされているものと理解するのが通常というべきであり、[REDACTED] 巡査部長が控訴人母に対して申し向けた意向確認の文言に不足があったとはいえない。

また、このことは、控訴人母が日本国籍を有するものでなくても変わるところはないというべきである。すなわち、一審被告準備書面(7)第3の2(2)（30ページ）で述べたとおり、控訴人らの母国である[REDACTED]においても、本邦と同様、民事訴訟法が存在し、民事訴訟を提起する際には、少なくとも相手方当事者の住所、氏名が必要とされているものと認められ（乙16号証の1及び2。[REDACTED]、[REDACTED]、

” https: [REDACTED]

[REDACTED].pdf” 参照）、成人女性である控訴人母にあつては、[REDACTED] 巡査部長から訴外男性が民事訴訟を起こすために必要としている旨の説明を受けた上で連絡先の教示の可否について問われたのに対し、その「連絡先」には、民

事訴訟を提起するための最低限度の情報である氏名、住所、電話番号が含まれることを前提に、これを教示することにつき承諾したものと認められる。

なお、仮に、控訴人母が、[] 巡査部長のいう「連絡先」に氏名や住所が含まれているとの確定的な認識を有していなかったとしても、控訴人母から「連絡先」とは何かと尋ねられることもなかった[] 巡査部長において、控訴人母が電話番号だけの教示を承諾していると認識することは不可能であったといえるところ、この際、控訴人母に対しあえて「連絡先」の意味するところを説明しなければならない職務上の義務を負っていたともいえない。

したがって、この点についての控訴人らの主張はいずれも失当であり、[] 警部補が訴外男性に控訴人母の個人情報を提供したことにつき、国賠法1条1項の適用上違法がないとした原判決の判示は正当である。

3 控訴人らのその余の主張について

このほか、控訴人らは、原判決の事実認定が誤っていることを前提にする主張するが、事実認定の前提となる各供述の信用性評価に係る原判決の判断に誤りがないことは上記1で述べたとおりであり、上記1において触れなかったその余の控訴人主張についても、原審における主張の繰り返しか、独自の見解に基づき原判決を批難するものにすぎず、いずれも失当である。

第3 求釈明に対する回答

控訴人らが提出を求めている110番通報に係る記録については、乙14号証のとおりである。

この点、控訴人らは、被控訴人が同記録の存在を頑なに否定していると主張するが（控訴人らの令和6年7月29日付け求釈明の申立書2ページ）、被控訴人は、原審において、「提出の要を認めない。」と対応していたものであり（原審における被控訴人の令和4年6月3日付け準備書面(2)第2）、その存在を否定していたことはない。

なお、[REDACTED]警部補が尋問において存在を否定した「録音」や「110番の記録の管理表」は存在しない。

第4 結語

以上のとおり、控訴人らの請求をいずれも棄却した原判決の判断は正当であり、本件控訴は理由がないことが明らかであるから、速やかに棄却されるべきである。

附 属 書 類

代理人指定書	1 通
証拠説明書	1 通
乙号証	各 1 通